

鹿角地域振興局庁舎防火設備点検業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

秋田県鹿角地域振興局庁舎の防火設備について、建築基準法第 12 条に基づき点検業務を行う。

2 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 実施場所

鹿角地域振興局庁舎

住所：鹿角市花輪字六月田 1

4 防火設備の概要

別紙内訳書のとおり。

5 委託に従事する者（有資格者）

本委託を遂行するための有資格者として、次のうちいずれかの資格を有する者を雇用しており、業務責任者として配置できること。

(1) 一級建築士

(2) 二級建築士

(3) 次に掲げる者で「防火設備検査員資格者証」の交付を受けた者

(3)－1 「登録防火設備検査員講習」（新講習）修了者

(3)－2 国土交通大臣が認定した者

① 建築基準適合判定資格者

② （一社）日本建築防災協会の「防火設備検査員に関する講習」の修了者

※平成 28 年 2 月 9 日までに実施された修了考査合格者に限る

6 提出書類

(1) 点検結果報告書 作業実施後